

欠陥住宅 関西ネット 通信 VOL.34

2009年3月20日号

発行 欠陥住宅関西ネット

代表幹事 木村達也

事務局長 田中 厚

太平洋法律事務所

〒530-0054 大阪市北区南森町 1-2-25

南森町 i s ビル 4 階

TEL 06-6365-7292

FAX 06-6365-7293

<http://homepage2.nifty.com/kansainet/>

特集「全国ネット大阪大会」

平成20年12月6日、7日の2日間にわたり、欠陥住宅全国ネット大会が、当地大阪で開催されました。本号では、全国ネット大会の様態を、谷口建築士、島村弁護士、林弁護士、三上弁護士よりご報告いただきます。

特別講演「鉄骨溶接欠陥と建物の安全性」



一級建築士

谷口 ふみ子

欠陥住宅被害全国連絡協議会 第25回大阪大会1日目の特別講演では、東京大学名誉教授であり、(財)溶接研究所理事長の加藤 勉先生により、「鉄骨溶接欠陥と建物の安全性」についての講演がありました。加藤勉先生は、鋼構造建築物の座屈問題、終局挙動の研究において国際的に活躍され、「固有値問題」(1967年)、「鉄骨構造」(1971年)、「鉄骨構造の耐震設計」(1983年)など、学生のための教育図書や実務者のための技術支援図書などを数多く執筆されており、また、昭和47年度

には「鋼構造の塑性耐力に関する研究」(論文)で日本建築学会賞を、2002年には「建築構造学、特に鉄骨構造の研究・教育と発展に対する貢献」で日本建築学会大賞を受賞されています。

講演は、1.建築基準法の沿革 2.耐震性の criteria (基準) 1) 短期許容応力度設計(一次設計)と2) 新耐震(終局強度設計) 3.法としての両者の連続性、整合性 1) を使用限界状態規準、2) を終局限界状態規準と位置づける。4.建築基準法は最低限を定める基準か 5.建築基準法と各種

検査規準との関係（検査規準は建物完成以前にクリアすべきもの＜liability（責任）＞）
6.溶接接合、高力ボルト接合の事例 の6項目を大きなテーマとするものでした。

始め、建築基準法の始まりと、どのように変化していったのか、と言う変遷についてのお話で、建物と鉄の発展の歴史で規則や法律が変わり戦後アメリカは日本へ鉄の製造を禁止していたけれど、朝鮮戦争の頃、物資不足によりアメリカも方針を変え、日本に対し鉄の生産政策を勧め、高級品ではないけれど大型のH鋼なども日本でできるようになりました。

その後、十勝沖地震や宮城沖地震など、日本の東北地方で度々大きな地震がおり、アメリカでも日本でおこった地震の5倍以上の地震があり、放っておくと危ない、という気運が高まった事などもあり、現行の5倍の強度に抵抗できる基準を元に1980年に新耐震の建築基準法ができました。

耐震性の基準では、許容応力度設計（1次設計）と新耐震の基準を、スライドと共

に具体的なデータの説明などがあり建物の変形能力の重要性のお話もありました。法としては、元々ある一次設計と新耐震（終局強度設計）の2重での設計に両方の位置づけと整合性の説明の必要性がある事、建築基準法は法的には最低の基準であり、鋼材の強度も最低の基準で決まっているので鋼材の精度にもバラツキがある為、欠陥があると本来の強度が確保できないので、物をつくる前に検査精度の高い物をつくるべきであり、最後には、溶接は本来無計画にはできない作業であり、小さな所でスケールの小さい溶鉱炉を再現しているような物で、割れなど色々な種類の欠陥が起りやすくなる事例と検査方法などのお話がありました。

普段、当たり前だと思っている建築基準法が、戦前から現在に至りどのような変遷で成り立っているかなど大変興味深いお話でした。

パネルディスカッション「建築訴訟・調停の現状と問題点」

大阪大会初日午後から、パネルディスカッション「建築訴訟・調停の現状と問題点」が行われました。司会は、大阪の田中厚弁護士、パネラーは、東京の谷合周三弁護士、河野進建築士、名古屋の石川真司弁護士、大阪の木津田秀夫建築士でした。



弁護士
島村 美樹

まず、調停で争点整理を行うべきか否かが話し合われました。争点整理は、訴訟手続きに専門委員をつけて行うべきとの意見もありました。しかし、①専門委員は、民訴法上、当事者のいる「期日」でしか発言が許されず、また、「説明」をするだけで

「意見」を言えないことになっているが、上記が守られず、事実上裁判官の心証形成に影響を与えているのではないかと、②専門委員は意見を言わないからかえって戦略を練りにくい、調停委員に意見を言ってもらって、それに対応・説得していく方が現実的では、といった意見も出て、結論は持ち越されました。いずれにしても、裁判官や他の調停委員が建築士調停委員の意見をひっくり返すことはないので、影響が大きいということでした。なお、他の裁判所と異なり、東京地裁建築専門部では、訴訟手続きと調停手続きは同時並行で行われているそうです。

次に、調停が長引くことについて、①裁判官が立ち会って争点整理を積極的にしないので調停が長引く（東京や名古屋は改善されてきているそうです）、②裁判官が細かな論点にこだわるので長引く、③「ため

にするような反論」は裁判官の的確な訴訟指揮でやめさせるべき、などの意見が出ました。調停が長引き、反論、再反論が続くと、欠陥住宅被害者は、協力建築士に対する費用などが嵩み兵糧攻めに遭うので、適切な訴訟指揮が望まれました。

その他、瑕疵の判断基準、補修方法、補修費用の問題点、履行確保法の問題点、最高裁平成19年7月6日判決の問題点なども話し合われました。

建築訴訟・調停には、まだまだ改良の余地があるので、こちらでコントロールしていく必要があることが確認されました。

以上、普段私達が疑問に思ったり、不満に思ったりする問題点をえぐり出した盛りだくさんのパネルディスカッションで、非常に共感し、また、勉強になったので、もう少し続けて聞きたいなー、と思いました。

勝訴判決・和解報告、大会アピールなど

弁護士
林 尚美

- 1 勝訴判決・和解報告につき、以下の内容の報告がありました。
 - ①札幌耐震偽装事件について、マンションの区分所有者が売買契約の元金及び損害を求めたところ、目的不到達による瑕疵担保を解除原因として、元金及び実損について認める内容の和解が成立した。
 - ②建築条件付き土地の売買契約で宅地（擁壁）に瑕疵がある事案で、瑕疵担保責任について信頼利益の範囲で損害を認め、土地建物の取得費用相当額等の損害を認める判決がなされた。
 - ③建築途中に基礎の欠陥及び虚偽の建築確認申請書が判明した事案で、既設の基礎を原状回復させるとともに既払代金全額

を返還させる示談が成立した。

- ④市街化調整区域に建築確認を経ることなく建てられた建売住宅に接道義務違反、不同沈下等の瑕疵が存在した事案について、和解が成立した。
 - ⑤建売住宅の床に剛性不足、耐力壁不足等により揺れるという欠陥のある建物売買契約につき示談が成立した。
 - ⑥建売住宅について品確法の瑕疵担保責任に基づき、取り壊し・建て替えを求めたところ認められた。ただし、居住利益が控除されてしまっている。
- 2 本人訴訟をされている被害者からの報告がありました。

被害者にとって、「本当に被害者のこと

を思ってくれる弁護士に巡り会える時被害者は救われる」という言葉が心に残りました。

3 日弁連土地住宅部会と日本建築学会との協議について

(1) 瑕疵判定の基準

契約等で合意された主観的瑕疵、客観的瑕疵は瑕疵である点については共通認識を有している。

しかし、建築学会は、基準法違反は「法適合性違反」であるが「安全性欠如」とまで言えない場合もあり、法令違反があっても必ずしも倒壊するとは限らず、即危険とは言えないと考えているのに対し、弁護士会は、訴訟等で問題となるのは「法的安全性」すなわち「法適合性」であり「法的安全性」とは基準に照らした相対的・規範的判断であるから、基準法令等の基準がその分水嶺となると考えている。

(2) 瑕疵修補

弁護士会は設計図書で予定された品質・性状の回復も要求されると考えているのに対し、建築学会は機能・性能の回復と安全性の回復は異なるとして、部分的に基準を下回っても、建物全体としての安全という観点から補修が不要な場合があると考えている。

(3) 建築学会の規準類

「建築紛争ハンドブック」の『推奨基準』という表現は理想的な基準という意味との誤解を招くので修正すべきとの共通認識を

有している。

弁護士会からは、学会基準が裁判上の瑕疵判定基準とされることがあるので、よりよいものにバージョンアップして欲しいと希望がある。

建築学会は、『推奨基準』というのはこの程度の水準は守って欲しいという基準であること。学会基準と基準法は別個独立のものであり、現在はズレがある。

(4) 鑑定のある方

上記のとおり、建築学会と弁護士会とが「安全性」に異なる定義づけをしていることが伺えるので、鑑定は「安全か否か」ではなく、「法的適合性」の有無を問うべきである。

4 各地域ネットの報告がなされました。

5 最後に大阪大会アピールとして、建築専門部で建築専門家が関与する付調停の問題点から、付調停制度の運用に十分な配慮と改善が必要であるとして①当事者が調停委員・専門委員（以下「専門委員」という。）に対し何処までの関与を望んでいるかを明確に確認した上で、その範囲内で調停を行うべきで、強引に調停に持ち込まないようにすること、②専門委員の意見は書面化するなど公開を認めるべきこと、③専門委員に法律に関する研修を行い最低限の教育を行う必要があることを盛り込んだ「付調停制度の適切な運用を求める宣言」がなされ、大阪大会は終了しました。

書籍のご紹介

「欠陥住宅被害救済の手引 全訂三版」

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 編 民事法研究会 発行
待望の「手引」最新版！欠陥住宅被害救済の基礎知識から訴訟の実際まで、
分かりやすく解説されています。平成20年12月4日第1刷発行。

懇親会のご報告

弁護士
三上 岳



欠陥住宅全国ネット大阪大会の1日目終了後にホテルモントレグレアハウスにて懇親会が開かれました。

懇親会では、「せっかく大阪まで来て頂くからには、全力でおもてなしを！」という呼びかけにより、関西ネットの有志によるバンド演奏で来阪を歓迎することになりました。メンバーは、三浦直樹弁護士（リーダー・キーボード）、北村純子弁護士（ドラム）、神崎哲弁護士（ギター）、平泉憲一弁護士（ギター）、橋本頼幸建築士（オーボエ）、根本原知子さん（ボーカル）、向山知弁護士（ボーカル・カホン）、私（ベース）。バンド名は欠陥バンド「家イ」（一応「イエーイ」とかかっています。ナイスセンス）です。

10月上旬に結成された欠陥バンド「家イ」は、週1回という殺人的スケジュールで練習を重ねましたが、大半のメンバーがライブをするのが数年ぶりという猛者ぞろいで、遂には平日をもバンド練習に費やし、橋本先生には「本末転倒バンド」と名付けられました。

当日の懇親会は吉岡幹事長のご挨拶で始まり、しばし歓談の後、我々の出番です（出番が早いのは、メンバー（というか神崎先生）が酔っばらって演奏不能になるのを防止するためです）。「I Shot The Sheriff」（Bob Marley）に続いて、本日のメインイベント、吉岡幹事長作詞作曲の「私を伐らないで」（地下鉄工事に伴うケヤキ並木の伐採

に反対する名曲）です。サプライズで吉岡先生にボーカルを取っていただき、大変盛り上がりました。その後は、「Layla」（エリック・クラプトン）、「Back In The U.S.S.R.」（ビートルズ）を演奏し無事終了です。終了後はアンコールも頂き、なんとか楽しんでいただけたのではないかと考えています。



バンド演奏終了後は、各ネットの皆さんの近況報告及び新人挨拶をして一次会は終了しました。近況報告では、皆さんが欠陥住宅問題に真摯に取り組んでおられる姿勢が伝わってきて大変刺激になりました。また、懇親会では、皆さん終始リラックスして楽しく盛り上がっておられました。

私にとっては欠陥住宅ネットに入会して初めての全国大会でしたが、大会の報告やパネルディスカッションなど大変勉強になった上、バンドにも混ぜて頂き、本当に有意義かつ楽しい大会でした。今後も積極的に参加させていただきたいと思っています。

特集終わり

建築紛争の現状と課題



一級建築士
木津田 秀雄

2008年12月16日に、(社)日本建築学会近畿支部、同司法支援建築会議主催で「建築紛争の現状と課題(その2)-大阪地方裁判所における建築裁判から-」との講演会が開催されました。

まず「建築紛争における『裁判の論理』と『調停の条理』」と題して、大阪地方裁判所第10民事部総括判事の林圭介氏より講演が行われました。その後、実例報告として、調停委員、専門委員として裁判に係わられている建築士3名の講演、質疑応答が行われました。

林判事は裁判所内での専門部立ち上げのプロジェクトチームとして座長を務めていたとすることで、生みの親が専門部に戻ってきたという状態になったそうです。

その後裁判制度の話しになり、裁判と調停の違いについて、「裁判の論理」は擬制としての「白」と「黒」をつけるための手続きであるのに対して、「調停の条理」は「白から黒までの無段階の濃淡」のあるなかで「社会の実相」を条理として紛争解決に反映する方法であるとの基本的な話しがありました。

また建築訴訟の中での、調停委員の立場や専門委員の違いなどにも言及され、「意見」と「説明」の違いなど具体的な事例を挙げながらの説明がなされました。

専門部における調停が果たすべき役割としては、「訴訟の非訴訟化」への架け橋として、高度専門訴訟への対応力の充実を経て、裁判外紛争解決手段(ADR)との連携を行

い、社会全体として自律的紛争解決機能の向上が図れるようになればとのことでした。

集中部の実態報告として、調停制度を有効に活用していることを強調されており、調停・付調停事件においては、85~90%の事件について調停が成立しており(一般の事件での調停成立は50%程度)、その期間も6ヶ月以内が32.9%、1年以内が64.6%と早期に解決するケースが大半であることが報告されました。早期に解決できる要因としては、専門家調停委員の存在が大きいことが示されました。

昨年の欠陥住宅全国ネットの大阪大会では、建築専門部における調停の問題が取り上げられましたが、林判事の講演では調停委員と専門委員の関与の違いについての説明はあったものの、我々が議論したような「争点整理型の調停」と「紛争解決型の調停」の使い分けを行っているという意識はなく、全て「紛争解決型の調停」であるように感じました。

これらの話しを、欠陥住宅被害者側からの立場で聞くと、被害者は、どちらかというと「裁判所に判断してもらいたい」という気持ちを持っていることが多い(実際「お金が欲しくて裁判しているのではない」とおっしゃる方が多いです)のに対して、裁判所側は「紛争は解決させるもの」という意識を持っている事が少し気になりました。「白」「黒」をつけることは、グレーゾーンでの解決より大切である場合もあり、当事者だけが解決すれば良いのかという問

題もあります。判決を得るのと和解で終わるのでは、社会問題としての影響度合いも違ってきますし、全国大会でも問題になったように、和解の強要という場面も出てくるように感じました。

これらの点においては、裁判所の役割というものを考えさせる講演でした。

その後、3名の建築士の講演があり、それぞれの体験事例などが紹介されました。

特に高幣氏から「基礎地盤に関する紛争の事例」の一つとして取り上げられた谷筋盛土造成地での住宅の不同沈下について、阪神淡路大震災の影響の有無の鑑定を行うに際して、現地の土質調査の他、震災時の他の場所での沈下実測事例との比較を行うなど、単に専門家としての見解の開示に止

まらず、客観的にも説得力のある鑑定内容になっていることが印象深く残りました。

また同氏より、「建物の基本的安全性」についての最高裁の判定についての説明もあり、「プロフェッショナルの3条件」を守るとして、1.高度な専門知識（知識・技術力不足が瑕疵原因とならないために）2.厳格な倫理観（CSR:法令遵守・企業の社会的責任の重視）3.能力は顧客のために（顧客ニーズ対応、説明・手続きの重視）が必要であることが示されました。

裁判でお目にかかっても話しをする機会のない判事や調停委員の見解や考え方を知る数少ない機会でもあり参加したが、有意義な会であったと感じました。

建築ハンドブック研究会（第4回）

第1章「設計図書」

第2章「工事監理」



弁護士
脇田 達也

去る平成20年10月21日、大阪弁護士会館にて、第4回建築紛争ハンドブック研究会が開催されました。今回の担当者は、津村泰夫建築士、林尚美弁護士、私の3名、範囲は第1章「設計図書」および第2章「工事監理」でした。

まず、建築士の方々には釈迦に説法ですが、建築においてどのような書面が作成されるのかを、津村泰夫建築士から、実際の書面を示しつつ解説していただきました。

次に、私から、確認・中間・完了検査申請の際に提出された書面の入手について解説をしました。特定行政庁で検査を行った場合、保存期間内であれば、情報公開条例

に基づいてかなりの部分を閲覧謄写することができると考えられます。ところが、民間確認検査機関を利用して検査を行った場合、情報公開条例は使えません。私が民間確認検査機関に電話して聴取したところ、閲覧謄写の要件や手続についてはあまり厳密に定まっていなかったようでした。おおよそ、注文住宅（申請者は注文者）の場合は入手できそうでしたが、建売住宅（申請者は業者）の場合は入手にハードルが高そうです。しかし、特定行政庁を利用するよりも民間確認検査機関を利用した場合の方が情報が得にくい、という状況は改善する必要があります。



また、林尚美弁護士より、設計物と図面の著作権について解説がありました。具体的な判例では、大阪高裁平成16年9月29日判決、積水ハウスVSサンワホーム事件が印象的です。この事件は、積水ハウスが開発してグッドデザイン賞を受けた住宅を、サンワホームが、大阪弁で言うところの「パクった」と思われるものです。外観はそっくりです。しかし、裁判所は一番も控訴審も、建築の著作物に当たらないと判断しました。高裁によれば、建築の著作物に当たるのは、「造形芸術としての美術性を備えた場合」です。一般住宅の外観デザインに著作権が認められることは、ほとんどないと言ってよいでしょう。なお、同判例では、パンフレットに掲載された写真の著作権や、不正競争防止法も論点となっています。

さらに、建築士の報酬について、私が解

説をしました。報酬を定めないまま設計をしてしまった場合、報酬請求権が発生するのでしょうか。商法512条は、「商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる」と定めていますので、建築士が同条の「商人」に該当するかが問題となります。当日的確に回答することができませんでしたので、この場でフォローいたします。京都地裁平成5年9月27日判決は、個人の建築士について、「二級建築士の免許を取得し、高知市で一般個人住宅の設計監理業務などに従事していた」という事実を指摘するだけで、特に条文の根拠を示さないまま、「商人」とであると認めています。株式および有限会社は問題なく商人ですが、個人の建築士も商人に当たるものと考えられます。

最後に、津村泰夫建築士および林尚美弁護士から、工事監理者の責任の範囲について、具体的な事例も示しつつ、解説がありました。特に、誠実に監理していたにもかかわらず、施行ミスが生じた場合の限界事例について議論となりましたが、ここは一義的な回答が出るものではないようです。ただし、誠実に監理するだけでなく、それを書面として残しておく工夫が必要であると言えるでしょう。

建築ハンドブック研究会（第5回）

第5章「鉄筋コンクリート構造物」



一級建築士
石川 卓志

平成20年12月10日（水）午後6時より、大阪市立いきいきエイジングセンター第

3研修室にて「第5回 建築紛争ハンドブック研究会 ～第5章 鉄筋コンクリート構造

物～」が開催され、弁護士、建築士合わせて17名が出席しました。担当講師は木津田建築士、私（石川）、島村弁護士の3名で、私がハンドブックに添ってRC造の特徴や不具合の内容を説明し、木津田建築士が具体的な事例と調査方法の紹介を、島村弁護士がRCの判例紹介と争点の説明を行いました。

まず私がRC造に関する不具合の大別（1.かぶり厚さ、2.ひび割れ、3.打設不良（ジャンカ、コールドジョイントなど）、4.強度不足）の概要説明を行ったのちに雑誌「建築知識 2007年11月号、特集：RC造現場入門」の付録DVDの一部を15分程度、木津田建築士のノートパソコンで見させていただきました。事前の確認不足でプロジェクターが使えなかったことに改めてお詫び申し上げます。DVDの内容は、実際の現場で透明アクリル板の型枠にコンクリートを打設する様子を観察するという建築士にも興味深いものです。バイブレーターの使い方や小槌のたたき方もRC造の品質に大きく影響を与えることが映像で確認できました。

以降はコンクリートの圧縮強度に関する内容で、長期・短期応力度の違い、コンクリート強度基準を定める旧建設省告示1102号の紹介、かぶり厚さに関する1.5d（dは鉄筋の直径）の説明、基準法と学会仕様の違い、かぶり厚さ補修に用いるポリマーセメントの有効性や告示による適法性についての現況報告、ひび割れ補修工法の紹介などの一般事項の解説後、木津田建築士による写真を使った説明でコンクリート強度を検査するためのコア抜き事例紹介と試験方法、かぶり厚さを

RCレーダー（電磁波レーダー方式）やプロフォメーター（電磁誘導方式）を使って調査する事例紹介、また、ひび割れの事例紹介では一般的な壁・梁だけではなく床の沈降ひび割れや曲げひび割れ、構造ひび割れなども実際の補修体験を踏まえて分かりやすく解説されました。

建築士によるコンクリートの技術的な解説・不具合事例紹介の後、島村弁護士による鉄筋コンクリートの判例が5件紹介されました。「横浜地裁川崎支部平成13年12月20日判決」は、配筋不足以外は不良箇所が見つければ一般的には補修可能といわれているRC造において、被告建設会社の補修を前提とする主張を退け、取壊し・再築の必要性を認めた判例でした。また「和歌山地裁平成12年12月8日判決」はRC造建築物のコンクリートクラックについて、欠陥と認定したうえで、現在存するクラックの補修費用のみならず、将来もクラックが発生する可能性が高いとして、将来の補修工事に要する費用についても損害賠償を認めた判例についての解説などが行われました。

質疑・意見交換では、ハンドブックには土に接する基礎や擁壁のかぶり厚さ+2cmは施工精度の問題とされているが、同じく土中の基礎立上り部分には+2cmが無いので説明に無理があるのでは？との指摘や、設計かぶり厚さについての項目で正規偏差と不良率の関係を説明しているとはいえ、最小かぶり厚さの不足を認めているようにも受取れる表現は紛争ハンドブックの記述内容として適切なのか？という意見も出されました。

新人歓迎会開催のご報告

平成21年1月16日、関西ネットの新人歓迎会が開催されましたので、その模様をご

弁護士
八木 正雄

報告します。

新人歓迎会は、毎年秋から年末にかけて新

人弁護士が登録されるのに合わせて、関西ネットの活動内容を紹介し入会を勧誘する催しです。今年も、例年の大阪弁護士会館から大阪市中央公会堂に会場を移して開催されました。

当日は、弁護士の平泉憲一先生の司会により、弁護士・建築士それぞれの立場から実際の事件の経験に基づいてお話を頂く形で進行しました。

1 弁護士の立場から

まず、弁護士の立場からは林尚美先生にご登壇頂き、建築事件の相談の受け方と訴訟の進め方についてご説明頂きました。

林先生からは、建築の手続きは法律でど



のように規定されているか、欠陥とは何か、施工業者・分譲業者に対してどのような損害をどのような法的構成で請求できるか、施工業者・分譲業者の反論に対してどのように再反論すべきかといったことについて、裁判例や建築士法や建設業法、品確法等の条文も引きながらお話頂きました。新人弁護士の皆さんは、民法は知っていても建築士法や建設業法、品確法等の特別法については知らない人が多かったようで、熱心にメモを取りながら聞き入っていました。また、林先生のお話では、訴え提起後も安易

に調停に付されないよう気をつけること等、新人のみならずある程度場数を踏んでいる弁護士にとっても有益な知識が多数披露され、大いに参考になりました。

2 建築士の立場から

続いて、建築士の立場からは橋本頼幸先生にご登壇頂き、欠陥調査の進め方、調査報告書の書き方等についてご説明頂きました。そして、橋本先生が実際に調査を担当された建物の写真を使って、具体的にどこ



にどのような欠陥があるのかをご紹介頂きました。

先生より示された欠陥の事例は、建物の不同沈下、漏水、防水工事の施工不良、かぶり厚不足、白あり被害等ですが、これらがどのような欠陥なのか、写真で示して頂くことで内容をとてもよく理解することができました。これまた新人弁護士の皆さんには好評で、熱心にメモを取りながら聞き入っていました。個人的には、橋本先生の「依頼者には表面に現れた欠陥の現象しか分からないものだが、調査の際には可能性のある事象を一つ一つつぶしていくことで最後に本当の欠陥原因に迫ることができるという、パズルにも似た奥の深さがある」というお言葉が印象に残っています。

新事務局員ごあいさつ

・この度、中川拓弁護士が関西ネット事務局に参加されることになりました。



弁護士
中川 拓

皆様、このたび関西ネットの事務局に加入させていただきました、中川拓と申します。

私は、2007年12月から大阪で勤務弁護士をしていますが、2008年5月に初めて沖縄での全国ネット大会に参加し、開放的な雰囲気の下、住宅問題について2日間集中的に学び、余った時間は沖縄観光をして、大変楽しく有意義な経験をしました。沖縄大会で住宅問題に関心を持つようになって以降は、関西ネットの110番活動、相談会、勉強会、それに引き続く懇親

会などにも参加しました。その中で、関西ネットの弁護士・建築士の先生方は、欠陥住宅問題への熱意にあふれており、大変勉強になるばかりか、一緒に飲んでいても非常に楽しい集団であることを実感し、一層お役に立ちたいと思って、事務局に加入しました。

まだまだ勉強中の身ですが、事務局員として可能な限りお手伝いさせていただき、欠陥住宅問題解決の一助となれば幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。

結婚しました

関西ネット事務局員を務めております弁護士の脇田と申しますが、不思議なことに、ここで私の結婚を報告することになりました。これは主に紙面の都合によるものと思われませんが、私の結婚式と二次会の間空き時間に事務局会議が開催されたため、なかばネットの公式行事のような体をしたためであるとも考えられます。さらには、式の前日には同ネット有志による飲み会が早朝にわたるまで開催されていたためか、あるいは式当日の午前中には別の有志が欠陥住宅事件の打ち合わせをしていたためか、私の結婚式もいつもの会合と同様の扱いとなったらしく、数名が遅刻するという有り様でした。高砂から見ると、式の空席はものすごく違和感がありますので、結婚式には遅刻しないように気をつけましょう。ま

た二次会においてもネットのメンバーは無駄に強運を發揮し、ビンゴの賞品をたくさんゲットしていました。アイポッドシャッフルも、バナナハンガーも、寿司ネタ写真集も、自宅で育てる春菊セットも、全てさらって行ってしまいました。今となってはどれもこれも良い思い出です。本当にありがとうございました。



活動報告と今後の予定

《前号以降の活動》

- 1 1月 6日(水) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
1 1月 27日(木) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
1 2月 6日～1 2月 7日 第25回全国ネット大会 in 大阪
1 2月 10日(水) 18:00～ 建築紛争ハンドブック研究会(5)(いきいきエイジングC)
1 2月 19日(金) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)・忘年会
平成21年
1 1月 16日(金) 18:00～ 新人歓迎会(中之島公会堂)
1 1月 22日(木) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
2 2月 3日(火) 18:00～ 建築紛争ハンドブック研究会(6)(大阪弁護士会)
2 2月 19日(水) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3 3月 4日(水) 18:00～ 福岡高裁判決臨時勉強会(片山・黒木・平泉法律事務所)
3 3月 10日(水) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3 3月 20日(土) 13:00～ 関西ネット第12回総会

《今後の活動予定》

- 4 4月 4日(土) 13:30～16:00 定例個別相談会(いきいきエイジングセンター)
4 4月 17日(金) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
4 4月 24日(金) 18:00～ 建築紛争ハンドブック研究会(7)
5 5月 14日(木) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
5 5月 30日～3 31日 第26回全国ネット大会 in 広島
6 6月 6日(土) 13:30～16:00 定例個別相談会(いきいきエイジングセンター)
6 6月 18日(木) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
7 7月 16日(木) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
8 8月 1日(土) 13:30～16:00 定例個別相談会(会場未定)
9 9月 17日(木) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
1 10月 3日(土) 13:30～16:00 定例個別相談会(会場未定)
1 10月 15日(木) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
1 11月 19日(木) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
1 12月 5日(土) 13:30～16:00 定例個別相談会(大阪市中央公会堂)
1 12月 18日(金) 18:00～ 事務局会議
平成22年
1 1月 14日(木) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
2 2月 6日(土) 13:30～16:00 定例個別相談会(大阪市中央公会堂)
2 2月 18日(木) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3 3月 11日(木) 19:00～ 幹事事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3 3月 18日(木) 19:00～ 事務局会議(片山・黒木・平泉法律事務所)
3 3月 27日(土) 関西ネット第13回総会
4 4月 3日(土) 13:30～16:00 定例個別相談会(会場未定)

編集後記

大阪での全国大会から関西ネット総会へと、とても慌ただしい本年度下半期でした。ご参加・ご協力いただいた皆様、お疲れ様でした。

〒530-0047 大阪市北区西天満 3-1-25-401

伊勢谷法律事務所 向山 知

TEL06-6365-7238 FAX06-6365-7239



仏ヶ浦(青森県)